

令和 5 年 6 月 26 日

学生各位

生成 AI（ChatGPT 等）に対する本学の考え方

学務センター

大学での学修において、研究成果の「盗用」や「漏洩」は「研究不正」として厳禁されています。これは、各学部・研究科等の「研究倫理教育」で周知されているところですが、昨今、急速に普及している生成 AI（ChatGPT 等）は、意図せず「研究不正」となる可能性があります。

このことを含めて、以下に生成 AI の利用に係る注意事項を示します。

1. 大学教育における生成 AI（ChatGPT 等）の使用

生成 AI は、適切に使用すれば調査やリサーチのツールとして有用で、知的創造や生産性向上に大きく寄与する可能性があります。しかしながら反面、下記のような課題も指摘されています。

（1）生成 AI は、現時点ではその能力は完全ではなく、生成された文章には事実誤認や不適切な解釈を含むことがあります。このため、当該事項について自らが十分な知識を持たなければ、そのまま使用することは危険です。

（2）生成 AI に入力する質問事項（プロンプト）は、システム内に蓄積され、公開される恐れがあります。したがって、個人情報や大学の研究・教育において一般に公開されていない情報を安易に入力すれば、情報漏洩に問われるリスクがあります。

（3）生成 AI は、インターネット上のコンテンツを取込んで学習します。これらのコンテンツの中には著作権のあるものもあり、生成された文章を安易に利用すれば、著作権侵害で訴訟となるリスクがあります。

（4）自らの考えを、明快・正確な文章で表現する能力は、社会において有用であり、この能力を身に付けることは、大学での学修成果の一つです。生成 AI に頼り、自ら文書を作成する修練を怠れば、能力は身に付かず、自身にとって大きな損失となります。

以上のことから、大学教育における生成 AI の使用については、常にリスクを意識した最大限の慎重な取扱いを求めます。

2. 成績評価の対象となるレポートや卒業論文・学位論文等における生成 AI(ChatGPT 等)の使用

生成 AI が生成した文書は、本人が作成したものではないため、成績評価の対象となるレポートや卒業論文・学位論文等を、生成 AI により作成することは認めません。

レポート等が、ChatGPT 等生成 AI により作成された懸念がある場合、個別に内容について確認（口頭試問）を行うことがあります。

提出されたレポート等が、生成 AI により作成されたことが明らかとなった場合は、試験における不正行為（カンニング等）と同様の扱いとなる場合があります。

以 上